三　緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備の整備の状況及び管理の方法が適切であること。

四　再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事業の概要が、当該事業によるエネルギーの効率的利用その他の都市の脱炭素化に資する措置の内容を勘案して国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

五　再生可能エネルギー発電設備等が整備事業区域外において整備される場合にあっては、当該整備により既存の緑地及び緑化施設の用に供する土地の面積を減ずることとならないものであること。

六　再生可能エネルギー発電設備等が主として当該脱炭素都市再生整備事業の用に供するものであって、当該再生可能エネルギー発電設備等のエネルギーの供給の状況が国土交通大臣が定める基準に適合するものであること。

七　当該脱炭素都市再生整備事業の施行に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するために必要なものとして国土交通大臣が認める措置が講じられているものであること。

（民間都市再生整備事業計画の公表）

第二十四条　法第六十五条（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

三　当該認定整備事業計画が脱炭素都市再生整備事業に係るものである場合は、その旨並びに当該脱炭素都市再生整備事業に係る緑地、緑化施設又は緑地等管理効率化設備及び再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事業の概要

（都市再生整備事業支援業務に係る設備の範囲）

第二十五条の二　令第二十九条第三号の国土交通省令で定める設備は、再生可能エネルギー発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定発電設備であるものを除く。）その他の太陽光その他の化石燃料以外のエネルギー源から電気又は熱を得るために用いられるものとして国土交通大臣が定める設備とする。

２　令第二十九条第四号の国土交通省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

一　エネルギーの効率的利用を図るために必要な計測機器、通信機器、電子計算機その他国土交通大臣が定める設備

二　発電及び廃熱の回収利用を行うために必要なタービン、ボイラー、熱交換器その他国土交通大臣が定める設備

様式第八（第二十二条関係）

（略）

１～１０　（略）

（民間都市再生整備事業計画の公表）

第二十四条　法第六十五条（法第六十六条第二項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

（新設）

（新設）

様式第八（第二十二条関係）

（略）

１～１０　（略）